

資料 1 の別紙 1 「新計画の骨子について」に加筆（幼保推進部会関係）

《現行の計画》

京都市未来こどもはぐくみプラン すべての取組を計画冊子に掲載		資料 4-1 別紙 2
第Ⅰ部 計画の趣旨		
第Ⅱ部 子どもと家庭を取り巻く状況		
第Ⅲ部 計画の内容 市町村行動計画, 子ども・若者計画の一部		
第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う 子育て支援の風土づくり		
○ 第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合うまちづくり		
○ 第3章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり 京都市 母子保健計画		
◎ 第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実		
第5章 放課後の子どもの居場所づくり 京都市 放課後子ども総合プラン		
○ 第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く 子どもたちを育むまちづくり		
○ 第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり 京都市 家庭的養護推進計画		
第8章 ひとり親家庭の自立促進 京都市 ひとり親家庭自立促進計画		
◎ 第9章 すべての家庭を支える子育て支援施策の充実 京都市 子ども・子育て支援事業計画		
第Ⅳ部 計画の推進体制		

京都市ユースアクションプラン 子ども・若者計画の一部	
第1部 計画の趣旨	
第2部 青少年を取り巻く状況	
第3部 計画の内容（改定版）	
1 行動計画の体系	
2 行動計画の施策とその展開	
Ⅰ 生き方デザインの形成支援	
Ⅱ 困難を有する青少年がよりよく生きるための 支援	
第4部 計画の推進	

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画	
第1章 実施計画策定の基本的な考え方	
第2章 貧困家庭の子ども等の状況	
1 アンケート調査による実態把握	
2 関係団体・施設等ヒアリング	
3 子ども等の生活状況等実態把握の結果	
第3章 京都市における貧困家庭の子ども等対策	
1 貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系	
(1) 実態把握から見えてきた、貧困家庭の子ども 等を取り巻く課題	
(2) 施策推進の方向性	
(3) 施策の体系	
○ 2 貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策	
3 計画の推進	

《新計画（案）》

子ども・若者に係る総合的な計画

新計画の冊子には重点項目や各論に主な事務事業のみ掲載

資料 4-1 別紙 1

第Ⅰ部 計画の趣旨

計画の背景・位置付け・計画期間・計画の対象

第Ⅱ部 子育て家庭・子ども・若者を取り巻く状況

ニーズ調査等の結果から見る本市の状況

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方

【総論】

第1章 計画の基本理念と目指すまちづくり

1 策定の基本理念+目指すべきまちのすがた

2 はぐくみ文化が息つき、社会全体で子ども・若者を育む風土の醸成

3 計画策定の視点

第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目

◎ 重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりとすべての子どもの学びと育ち合い

重点2 若者のライフデザイン形成への支援

重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

重点4 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

重点5 はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

○ 重点6 真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

第Ⅳ部 計画の内容

【各論】

第1章 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

妊娠・出産期～乳幼児期

○ 1 母子保健

○ 乳幼児期～学童期

○ 2 乳幼児期の子育て支援

◎ 3 幼児教育・保育

各論 学童期～思春期

4 子どもの教育環境

5 放課後の子どもたちの居場所づくり

思春期～青年期

6 思春期保健

7 若者の自己成長と社会参加

第2章 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

○ 1 貧困家庭の子ども・若者への支援

○ 2 児童虐待対策・少年非行対策、社会的養育の推進

○ 3 困難を有する若者への支援

○ 4 障害児支援

○ 5 ひとり親家庭支援

第3章 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・育む社会

○ 1 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進

○ 2 親育ち促進

○ 3 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

◎ 第Ⅴ部 市町村子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

2 幼児教育・保育

3 地域子ども・子育て支援事業

第Ⅵ部 計画の推進体制

1 進捗管理の方法

2 京都市はぐくみ推進審議会

【小項目】 資料 4-2

・ 幼児教育・保育の充実と支援の質の確保

・ 保幼小の連携を深め、「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

※各小項目に代表的な事務事業を記載

【小項目】

・ 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進

・ 多様な働き方を支える「子育て支援の受け皿」と「支援の質」を確保

【小項目】 資料 4-3

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上

(2) 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

※各小項目に主な事務事業を記載

子ども・若者に係る総合的な新計画に位置付ける事務事業の考え方について

次のとおり、子ども・若者に係る総合的な新計画（以下「新計画」という。）に掲げる事務事業を検討する。

1 新計画に位置付ける事務事業（事務事業一覧）

(1) 継続事業 ➤別紙1 及び別紙2 網掛け事業

原則として、現行計画の取組（又は施策）については、新計画においても事務事業として継続実施する。

新計画に合うように、事業名等については、必要に応じて変更や統合等を行う。

【統合を行った事業】

- ・ 障害のある児童等の保育の充実
 - └ 幼稚園、保育園（所）、認定こども園における受入の推進
 - └ 小規模保育事業、家庭的保育事業における受入の推進
 - ➡ 幼稚園、保育園（所）、認定こども園等における障害児の受入の推進 等

(2) 新規事業 ➤別紙1 白抜き事業

現行計画策定後に新たに実施した事業や、計画に記載すべき重要事業、今後、実施を予定する事業等について、新計画に新たに位置付ける。

- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施 等

(3) 終了事業 ➤別紙2 白抜き事業

次の事業については終了とし、新計画には位置付けない。

① 達成した事業

- ・ 昼間里親等の円滑な子ども・子育て支援新制度への移行 等

② 役割等が他に引き継がれた事業

- ・ おうちにほいくいしさん事業の実施 等

2 新計画に掲載する事務事業

(1) 重点項目に掲げる事務事業 ➤別紙1 ◎事業

1 (1)(2)のうち、重点項目を代表する事務事業を数個選択し、掲載する。

(2) 各論に掲げる事務事業 ➤別紙1 ○事業

1 (1)(2)のうち、各論の事務事業を複数選択し、掲載する。

新計画の事務事業(案)(幼保推進部会関係)

※ 網掛け:現行計画からの継続事業(下線は事業名等の修正箇所), 白抜き:新規事業 ※ ◎:重点項目に掲載, ○:各論(本冊)に掲載

第Ⅳ部 計画の内容	事務事業
2 乳幼児期の子育て支援	地域における子育て支援拠点としての幼稚園, 保育園(所), 認定こども園, 児童館等の機能強化 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園や学童クラブ事業等の幼児教育・保育等の一層の充実 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等の施設の地域への開放の一層の推進 児童厚生施設の運営助成 保育園(所)や幼稚園など子どもを預かる施設における事故防止に向けた環境整備と子どもへの指導 地域の子育て支援の取組の充実 子育ての喜びを伝え, 子育てによるつながりを生み出し, 育む取組(保育体験型親支援事業(親子半日保育体験)等)
【「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会※で議論を予定】 ※親子いきいき保健部会, 幼保推進部	

第Ⅳ部 計画の内容		
3 幼児教育・保育		
(1)幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上	提供体制の確保	◎ 保育所等待機児童ゼロの継続 ○ 施設整備による保育所定員(受入児童数)の拡大 既存保育園(所)の耐震改修による保育環境の整備 ○ 幼稚園における預かり保育の実施・拡充 幼稚園における小規模保育事業の実施 ○ 私立幼稚園における二歳児接続保育の実施 地域型保育事業の実施による需要が見込まれる地域への機動的な対応 企業主導型保育に対する質の確保に向けた取組 地域型保育事業の連携施設の確保に向けた支援 希望する私立幼稚園及び民間保育園の認定こども園への移行 認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援 既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用(都道府県計画等で定める数) 保育所定員の調整 ◎ 保育の担い手確保の総合的な取組の推進 保育士宿舎借り上げ支援事業の実施 民間保育園等見学ツアーの実施 ○ 総合的な人材確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施 保育園就職フェアの実施 潜在保育士の再就職を支援する研修の実施 保育士の就業継続支援研修の実施 大学のまち京都の強みをいかした保育士養成校との連携強化の推進 ○ 公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管 ○ 一人ひとりの特性に応じて, 子どもが自発的, 意欲的に関われる環境づくり及び豊かな遊びの提供 基本的な生活習慣を身につけるとともに, 道徳性・規範意識の芽生えを培う取組の充実 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等においては, 主体的な遊び等を通じた「学びの基礎力」及び集団生活を通じた周囲と共に「生きる力の基礎」の育成 “京都ならではのほんまもん”の体験や親子で本に親しむ機会の充実 ◎ 就学前施設と小学校における子どもの学びと育ちの共有 ◎ 就学前施設と小学校の子どもの交流 ◎ 就学前施設と小学校の教職員, 保育士の交流及び研修の充実 保育士・幼稚園教諭養成大学連携講座の実施 幼児教育・保育の質の向上を図るための研究・研修の充実 保育教諭に係る保育士資格・幼稚園教諭免許状の保有の促進 ○ キャリアアップ研修の実施 保育士等への研修の充実 子育て支援員研修の実施 ○ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上 保育園等に対する第三者評価受審の促進 保育園等に対する運営指導及び監査の強化 保育園等に対する事故報告の徹底等による再発防止の強化 保育所以外の市営施設等に配置した保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用 保育園等に対する情報公開の促進 ○ 区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施 ホームページによる保育園等の利用状況等の情報提供の充実 施設・事業所情報をまとめたリーフレットの作成 区役所・支所子どもはぐくみ室職員への研修の充実 ◎ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施 ○ 幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設に対する運営指導及び監査の強化 幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設の設置届の勧奨及び無償化適用基準適合状況の確認 多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減 保育園(所)等における実費徴収に係る補足給付 保育園(所)等における延長保育事業の拡充 ○ 保育園(所)等における一時預かり事業(一般型)の拡充 幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の実施 ○ 病児・病後児保育の拡充 ◎ 医療的ケア児保育支援事業の実施 保育園(所)等における休日保育の実施 保育園(所)等における夜間保育の実施 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等における地域子育て支援の充実 ◎ 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等における障害児の受入の推進 保育園(所)等における被虐待児の受入の推進 ○ 障害児保育に関する職員研修の充実 「就学支援シート」の全小学校入学前施設での実施 障害児巡回相談事業等の充実 障害のある児童に対する保育の実践の発信 ○ 関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化 全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画 ○ 食事の提供や食育の取組に関する研修, 巡回等による相談業務の充実 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園を通じた食育の推進, 啓発 幼稚園, 保育園(所)等における家庭や地域と連携した食育の推進 保育所給食担当者研修会の開催 ○ 保育園(所)等における食物アレルギー児の受入の促進及び安全対応の徹底 地域の子育て家庭に対する食育の推進 認可外保育施設研修の実施
(2)多様な幼児教育・保育の提供と質の向上	幼児教育・保育の提供	○ 保育所等待機児童ゼロの継続 ○ 施設整備による保育所定員(受入児童数)の拡大 既存保育園(所)の耐震改修による保育環境の整備 ○ 幼稚園における預かり保育の実施・拡充 幼稚園における小規模保育事業の実施 ○ 私立幼稚園における二歳児接続保育の実施 地域型保育事業の実施による需要が見込まれる地域への機動的な対応 企業主導型保育に対する質の確保に向けた取組 地域型保育事業の連携施設の確保に向けた支援 希望する私立幼稚園及び民間保育園の認定こども園への移行 認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援 既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用(都道府県計画等で定める数) 保育所定員の調整 ◎ 保育の担い手確保の総合的な取組の推進 保育士宿舎借り上げ支援事業の実施 民間保育園等見学ツアーの実施 ○ 総合的な人材確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施 保育園就職フェアの実施 潜在保育士の再就職を支援する研修の実施 保育士の就業継続支援研修の実施 大学のまち京都の強みをいかした保育士養成校との連携強化の推進 ○ 公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管 ○ 一人ひとりの特性に応じて, 子どもが自発的, 意欲的に関われる環境づくり及び豊かな遊びの提供 基本的な生活習慣を身につけるとともに, 道徳性・規範意識の芽生えを培う取組の充実 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等においては, 主体的な遊び等を通じた「学びの基礎力」及び集団生活を通じた周囲と共に「生きる力の基礎」の育成 “京都ならではのほんまもん”の体験や親子で本に親しむ機会の充実 ◎ 就学前施設と小学校における子どもの学びと育ちの共有 ◎ 就学前施設と小学校の子どもの交流 ◎ 就学前施設と小学校の教職員, 保育士の交流及び研修の充実 保育士・幼稚園教諭養成大学連携講座の実施 幼児教育・保育の質の向上を図るための研究・研修の充実 保育教諭に係る保育士資格・幼稚園教諭免許状の保有の促進 ○ キャリアアップ研修の実施 保育士等への研修の充実 子育て支援員研修の実施 ○ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上 保育園等に対する第三者評価受審の促進 保育園等に対する運営指導及び監査の強化 保育園等に対する事故報告の徹底等による再発防止の強化 保育所以外の市営施設等に配置した保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用 保育園等に対する情報公開の促進 ○ 区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施 ホームページによる保育園等の利用状況等の情報提供の充実 施設・事業所情報をまとめたリーフレットの作成 区役所・支所子どもはぐくみ室職員への研修の充実 ◎ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施 ○ 幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設に対する運営指導及び監査の強化 幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設の設置届の勧奨及び無償化適用基準適合状況の確認 多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減 保育園(所)等における実費徴収に係る補足給付 保育園(所)等における延長保育事業の拡充 ○ 保育園(所)等における一時預かり事業(一般型)の拡充 幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の実施 ○ 病児・病後児保育の拡充 ◎ 医療的ケア児保育支援事業の実施 保育園(所)等における休日保育の実施 保育園(所)等における夜間保育の実施 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等における地域子育て支援の充実 ◎ 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園等における障害児の受入の推進 保育園(所)等における被虐待児の受入の推進 ○ 障害児保育に関する職員研修の充実 「就学支援シート」の全小学校入学前施設での実施 障害児巡回相談事業等の充実 障害のある児童に対する保育の実践の発信 ○ 関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化 全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画 ○ 食事の提供や食育の取組に関する研修, 巡回等による相談業務の充実 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園を通じた食育の推進, 啓発 幼稚園, 保育園(所)等における家庭や地域と連携した食育の推進 保育所給食担当者研修会の開催 ○ 保育園(所)等における食物アレルギー児の受入の促進及び安全対応の徹底 地域の子育て家庭に対する食育の推進 認可外保育施設研修の実施
	質の向上	

■京都市未来こどもはぐみプラン

※ 網掛け:新計画に位置付ける取組(継続事業)、白抜き斜体:終了

第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり		
項目等	施策	取組
(2) 子育て支援ネットワークの充実	004 子ども支援センター(子どもはぐみ室)の機能強化	◇保育園(所)等との連携によるきめ細かな家庭訪問・相談の充実

第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合うまちづくり		
(1)子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり	016 地域における子育て支援拠点としての幼稚園、保育園(所)、認定こども園、児童館等の機能強化 028 幼稚園、保育園(所)、認定こども園や学童クラブ事業等の幼児教育・保育等の一層の充実	
(2)子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり	039 幼稚園、保育園(所)、認定こども園等の施設の地域への開放の一層の推進 043 児童厚生施設の運営助成	
(3)子育て家庭への経済的な支援	049 第3子以降の保育料軽減の充実	

第3章 子どもを安心して生き健やかに育てることのできるまちづくり		
(5) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実	071 子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実	◇保育園(所)や幼稚園など子どもを預かる施設における事故防止に向けた環境整備と子どもへの指導
(6) 望ましい食生活を育むための環境づくり	102 病児・病後児保育事業の充実【再掲】	
	077 「早寝早起き朝ごはん」の推進	◇幼稚園、保育園(所)、認定こども園、学校における啓発
	078 妊娠期・授乳期・乳児(離乳)期における食育の推進	◇保育園(所)を通じた食育の推進
	079 幼児期における食育の推進	◇保育園(所)を通じた食育の推進【再掲】 ◇保育園(所)における保護者や地域に対する食育の推進 ◇保育所給食担当者研修会の開催 ◇幼稚園から保護者への情報提供、支援 ◇幼稚園での栽培、調理等の取組

第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実		
(1)幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上	086 保育所「待機児童ゼロ」を継続するための取組 087 認可保育所の整備による受入児童数の拡大 088 幼稚園における保育の必要な児童の受入児童数の拡大 089 小規模保育事業等の地域型保育事業の実施・推進 090 人材確保に向けた取組の推進 091 幼児教育・保育の一体的提供 092 幼児教育・保育内容の充実 093 保・幼・小・中の連携推進 094 幼稚園、保育園(所)、認定こども園等の職員の専門性の向上 095 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組 096 保育所定員の調整 097 利用者への支援ときめ細かな対応の推進 098 市営保育所のあり方の再構築	◇保育所待機児童ゼロの継続 ◇施設整備による保育所定員(受入児童数)の拡大 ◇既存保育園(所)の耐震改修による保育環境の整備 ◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充 ◇幼稚園における小規模保育事業の実施 ◇幼稚園における小規模保育事業の実施【再掲】 ◇需要が見込まれる地域への機動的な対応 ◇連携施設の確保に向けた支援 ◇ 屋間里親等の円滑な子ども・子育て支援新制度への移行 ◇総合的な人材確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施 ◇保育園就職フェアの実施 ◇潜在保育士の再就職を支援する研修の実施 ◇保育士の就業継続支援研修の実施 ・管理者に対する人事管理及び職場環境改善 ・新人保育士の育成及びアフターケア ・家庭と仕事との両立支援 ◇大学のまち京都の強みをいかした保育士養成校との連携強化の推進 ◇ 市営保育所(一部)の認定こども園への移行 ◇希望する私立幼稚園及び民間保育園の認定こども園への移行 ◇認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援 ◇ 京都市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育過程編成要領」の策定 ◇既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用(都道府県計画等で定める数) ◇一人ひとりの特性に応じて、子どもが自発的、意欲的に関われる環境づくり及び豊かな遊びの提供 ◇基本的な生活習慣を身につけるとともに、道徳性・規範意識の芽生えを培う取組の充実 ◇幼稚園、保育園(所)、認定こども園等においては、主体的な遊び等を通じた「学びの基礎力」及び集団生活を通じた周囲と共に「生きる力の基礎」の育成 ◇「京都ならではのほんまもん」の体験や親子で本に親しむ機会の充実 ◇幼稚園、保育園(所)及び認定こども園における小学校との接続を見通した幼児教育・保育の推進 ◇保育士・幼稚園教諭養成大学連携講座の実施 ◇保育士等への研修の充実 ◇保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置の維持・向上 ◇保育士等への研修の充実【再掲】 ◇第三者評価受審の促進 ◇運営指導及び監査の強化 ◇事故報告の徹底等による再発防止の強化 ◇情報公開の促進
(2)多様な幼児教育・保育の提供及び質の向上	099 延長保育事業(時間外保育事業)の充実 100 一時預かり事業の充実(一般型) 101 幼稚園等による預かり保育の充実(一時預かり事業(幼稚園型)を含む。) 102 病児・病後児保育事業の充実 103 休日保育・夜間保育の実施 104 幼稚園、保育園(所)、認定こども園等における地域子育て支援の充実 105 障害のある児童等の保育の充実 106 被虐待児の保育の充実及び保護者支援 107 食育の推進及び多様な保育ニーズに即した対応(食事の提供の充実等) 108 認可外保育施設の保育水準の向上のための支援 097 利用者への支援ときめ細かな対応の推進【再掲】	◇区役所・支所福祉部(福祉事務所)を中心とした利用調整及び利用者支援の実施 ◇ホームページによる情報提供の充実 ◇施設・事業所情報をまとめたリーフレットの作成 ◇福祉事務所職員への研修の充実 ◇認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援【再掲】 ◇ 京都市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育過程編成要領」の策定【再掲】 ◇障害のある児童に対する保育の実践の発信 ◇全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画 ◇地域の子育て支援の取組の充実(市内全域において児童福祉センター、保健福祉センター子どもはぐみ室と連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等を実施) ◇地域の新たな保育ニーズに対する事業をモデル的に実施(保育体験型親支援事業(親子半日保育体験)等) ◇保育所以外の市営施設等に配置した保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用 ◇公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管 ◇延長保育事業の拡充 ◇一時預かり事業(一般型)の拡充 ◇私学助成による預かり保育の実施・拡充 ◇一時預かり事業(幼稚園型)の実施 ◇病児・病後児保育の拡充 ◇休日保育の実施 ◇夜間保育の実施 ◇幼稚園、保育園(所)、認定こども園における受入の推進 ◇小規模保育事業、家庭的保育事業における受入の推進 ◇「就学支援シート」の全小学校入学前施設での実施【再掲】 ◇障害児巡回相談事業等の充実 ◇職員研修の充実 ◇ 居宅訪問型保育事業の実施 ◇保育園(所)等における受入の推進 ◇小規模保育事業等における受入の推進 ◇関係機関との連携による支援の強化 ◇食事の提供や食育の取組に関する研修、巡回等による相談業務の充実 ◇幼稚園、保育園(所)等における家庭や地域と連携した食育の推進 ◇保育園(所)等における食物アレルギー児の受入の促進及び安全対応の徹底 ◇地域の子育て家庭に対する食育の推進 ◇運営指導及び監査の充実 ◇認可外保育施設研修の実施 ◇認可外保育施設健康診断助成事業の実施

第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり		
(2)確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成	127 校種間連携・小中一貫教育の推進 135 幼児教育の推進	◇幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録等の活用 ◇保・幼・小・中の連携推進【再掲】 ◇私立幼稚園での「地域子育て相談事業」への助成 ◇市立幼稚園での「地域に開かれた子育て支援推進事業」の推進 ◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充【再掲】 ◇幼児教育・保育の質の向上を図るための研究・研修の実施
(4) 親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実・支援	166 乳幼児の子育て総合推進拠点「こどもみらい館」での取組充実 167 「預かり保育」等幼稚園での子育て支援の充実	◇私立幼稚園での「地域子育て相談事業」への助成【再掲】 ◇市立幼稚園での「地域に開かれた子育て支援推進事業」の推進【再掲】 ◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充【再掲】

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にすまちづくり		
(1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進 (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	182 子育て支援事業の充実 186 地域・関係機関の連携強化 203 障害のある子どもの保育の充実 209 切れ目のない支援体制の確立	◇保育園(所)等との連携によるきめ細かな家庭訪問・相談の充実 ◇児童相談所と学校、幼稚園、保育園(所)、認定こども園等との連携強化 ◇幼稚園、保育園(所)、認定こども園における受入の推進【再掲】 ◇「就学支援シート」等を活用した学校への引継ぎの実施【再掲】 ◇「就学支援シート」の活用【再掲】

第8章 ひとり親家庭の自立促進		
① 子育て・生活支援	086 保育園(所)や学童クラブ事業等の幼児教育・保育の一層の充実【再掲】	

■京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画

第3章 京都市における貧困家庭の子ども等対策		
(3) 施策の体系	ア 子ども等の健全な育成と将来を見据えた、生活・学習・就労支援(子ども等への支援) イ 生活習慣の確立と人との「つながり」による健やかな心身の育成 イ 家庭の自立や子育て力の向上に向けた、子育て・経済・就労支援(保護者への支援) ① 子育ての不安や負担感を軽減し、安心して子育てできる環境づくりのための支援 ② 経済的負担の軽減、住まいの確保に向けた支援、就労対策等、保護者の生活基盤を支えるための支援 ③ ひとり親家庭への支援	◇幼児教育・保育の拡充 ◇「就学支援シート」の活用等による切れ目のない支援の推進 ◇ おうちに/ほいくいしさん事業の実施 多様な保育サービスの提供 ◇幼児教育・保育の拡充【再掲】 ◇幼稚園における預かり保育の実施 ◇保育料軽減、私立幼稚園就園奨励費の支給 ◇保育園(所)等における実費徴収に係る補足給付 ◇保育料軽減、私立幼稚園就園奨励費の支給【再掲】

(案)

第Ⅳ部 計画の内容 【各論】

第 1 章 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

乳幼児期～学童期

3 幼児教育・保育



【現状・課題・今後の方向性】

乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちに質の高い教育・保育が提供されることが極めて重要である。

こうしたことに鑑み、京都ならではの質の高い教育・保育を引き続き子どもたちに提供できるよう、また、働き方やライフスタイルの変化による多様なニーズに合った幼児教育・保育施設が利用できるよう、引き続き、質と量の両面から充実を図っていく。

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上

民間保育園や認定こども園をはじめ、既存施設活用を中心とした児童受入枠の拡大、幼稚園における放課後等預かり保育の一層の拡大及び保育の担い手確保等による保育提供体制の確保、並びに市独自負担による保育士の手厚い配置や処遇改善、キャリアアップ研修、私立幼稚園への助成、認可外保育施設への指導・監督の強化等による幼児教育・保育の質の向上に取り組む。

また、利用者支援の観点から、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施による保護者の経済的負担の軽減や、区役所・支所はぐくみ室の子育て支援コンシェルジュによる丁寧な情報提供や相談に取り組む。

【主な取組】

(事務事業は項目名のみ掲載)

- ・ 保育所待機児童ゼロの継続
- ・ 施設整備による保育所定員（受入児童数）の拡大
- ・ 幼稚園における預かり保育の実施・拡充
- ・ 私立幼稚園における二歳児接続保育の実施
- ・ 保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- ・ 総合的な人材確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施
- ・ キャリアアップ研修の実施
- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管 等

(案)

(2) 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

(簡単な説明、今後の方向性)

利用者の多様な働き方，ライフスタイルの変化による教育・保育ニーズに応えるため，保育所等における一時預かり事業，病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育を提供するとともに，障害のある児童や医療的ケアが必要な児童の受入促進に向けた取組について進めていく。

また，人間性の形成や心身の健全育成を図るため，乳幼児期における発育・発達過程に応じた食育の推進とともに，安心・安全を確保するため，引き続き，アレルギー対応等についても取組を進める。

【主な取組】

(事務事業は項目名のみ掲載)

- ・ 保育園（所）等における一時預かり事業（一般型）の実施
- ・ 病児・病後児保育の実施
- ・ 医療的ケア児保育支援事業の実施
- ・ 幼稚園，保育園（所），認定こども園等における障害児の受入の推進
- ・ 障害児保育に関する職員研修の充実
- ・ 食事の提供や食育の取組に関する研修，巡回等による相談業務の充実
- ・ 関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化
- ・ 保育園（所）等における食物アレルギー児の受入の促進及び安全対応の徹底 等

(案)

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方【総論】

第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目

重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりとすべての子どもの学びと育ち合い

2 幼児教育・保育の充実と支援の質の確保

【現状・課題・今後の方向性】

京都市においては、幼児教育・保育の「質」と「量」の両面の充実を最重要事項として取り組んできている。

質の面では、国基準を上回る保育士配置や保育士の給与改善、私立幼稚園に対する独自の助成などを継続しており、量の面では、平成27年1月策定の事業計画に基づき、5年間の計画期間内に計6,479人分の保育を必要とする児童の受入枠を新たに確保（幼稚園における放課後等預かり保育を含む。）してきた結果、年度当初における6年連続の保育所等待機児童ゼロを達成した。

今後とも、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の一層の進展、医療技術の進歩等を背景とした医療的ケアが必要な障害児の増加等に伴う、幼児教育・保育ニーズの更なる多様化など、社会情勢の変化に柔軟に対応することが求められており、本市として引き続き、多様な子育て支援事業や保育の担い手確保も含めて、子育て・「共育」環境日本一・京都の実現に向けた取組を推進する。

【第一期子ども・子育て支援事業計画における保育提供体制の確保実績】

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	計
保育所等	437	901	972	1,237	375	3,922
幼稚園預かり保育	—	612	742	873	330	2,557
計	437	1,513	1,714	2,110	705	6,479

※ H27.4の「保育所等」は1,112人分の整備量のうち、先行実施分

【主な取組】

- 1 保育所等待機児童ゼロの継続
- 2 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- 3 保育の担い手確保の総合的な取組の推進
- 4 医療的ケア児保育支援事業の実施
- 5 幼稚園、保育園（所）、認定こども園等における障害児の受入の推進

(案)

3 保幼小の連携を深め、「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

【現状・課題・今後の方向性】

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえて、平成29年3月、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領と小学校・中学校学習指導要領が同時に改訂され、幼稚園教育要領等で明確化された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共有されるなど「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進していくため、乳幼児期の学びと育ちを、小学校のみならず、中学校・高等学校、更にその先へと接続していくことが一層求められている。

京都市においては、就学支援シートやこどもみらい館における共同機構などの既存の独自の取組に加えて、平成30年2月の京都市会海外行政調査団の提言等を踏まえて設置した「就学前施設と小学校との連携・情報共有推進に向けた検討チーム」による検討を踏まえ、幼児期における育ちと学びを小学校に円滑につないでいくための多様な取組を、関係団体との連携の下に進めることとしている。

【主な取組】

- 1 就学前施設と小学校における子どもの学びと育ちの共有
- 2 就学前施設と小学校の子どもの交流
- 3 就学前施設と小学校の教職員、保育士の交流及び研修の充実